

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 施策体系
(基本理念・計画の視点・基本目標・施策目標)

1 計画の基本理念

本計画では、『全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』を基本理念として掲げます。

これには、「誰一人取り残さず、全てのこども・若者の権利を保障し、一人ひとりの最善の利益を第一に考える。そして、子育て当事者のほか、地域全体が一丸となって子育てを後押ししていく。」という、新たに動き出す本計画に対する本市の強い思い・決意を込めています。

全てのこども・若者は、それぞれ特有の人格・個性を有しており、また、心身の状況や置かれている環境も異なります。その多様性が尊重され、いかなる状況にあっても、生まれながらに持つ権利が保障され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども・若者、子育て支援施策を講ずる必要があります。

そして、そのような社会の実現のためには、こども・若者、子育て当事者や行政だけではなく、地域全体として、ひいては市民一人ひとりが、こども・若者や子育てに対する関心・理解を深め、支え合うことが必要不可欠です。本市の次代を担うこども・若者が健やかに成長していくために、地域全体で子育てできるまちを目指します。

基本理念



2 施策体系（基本理念・計画の視点・基本目標・施策目標）

基本理念を実現するため、4つの計画の視点を踏まえた6つの基本目標を定め、本市の子ども・若者、子育て支援策を総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

全ての子ども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、
地域全体で子育てできるまち川越

計画の視点

1 こどもを権利の主体として認識・尊重し、こどもや若者、子育て当事者の声を聴く「こどもまんなか社会」の実現

こどもは産まれながらに権利の主体（こどもも「ひとりの人間として人権（権利）を持っている」）であり、全てのこども・若者は、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が擁護され、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、私たちは支える必要があります。

そのためにも、こども・若者が、自らの意見を表明し、社会に参画する重要性を認識した上で、こども・若者、子育て当事者からの視点を尊重し、その意見を聴き・対話しながら「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2 こどもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援

こどもの発達は、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期へと連続した過程の中にあるため、特定の年齢で必要なサポートが途切れることのないよう切れ目なく支援していきます。また、成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、社会全体で切れ目なく支えます。

3 安全・安心な成育環境でこども・若者が幸せに成長できるための支援

いじめや児童虐待、非行や犯罪、生活困窮やヤングケアラーの問題など、こども・若者の健やかな成長を阻む諸課題に立ち向かい、全てのこども・若者が安全で安心な成育環境で、自分の居場所をもち、将来に希望を持って成長していけるよう、寄り添った支援を行います。

4 若者の多様な価値観・考え方を尊重し、就労、結婚、子育て等に関する希望の形成とその実現への支援

若者の多様な価値観・考え方を尊重し、一人ひとりが将来へ向けた明るい希望を形成し、就労、結婚、出産、子育て等、各々の希望が叶えられるよう、分野横断的な取組を推進していきます。特に、結婚・子育てに将来展望を描けるよう、子育ての負担感を減らすなど、子育てしやすいまちの実現を目指します。

基本目標

施策目標

1

こどもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進

多様な文化・社会的背景を持つこども・若者一人ひとりの権利や意見が尊重される社会づくりを推進するとともに、健やかな成長の原点である様々な体験活動等への参画を支援します。

- (1) こどもの意見表明の機会の確保とこどもの権利を尊重する社会づくり
- (2) こどもの体験活動等への参画支援
- (3) 様々な文化を背景に持つこどもが尊重される社会づくり(多文化共生の実現)

2

妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

安心してこどもを産み、自立した生活の中で、健やかに育てることができるよう、相談体制、親子のふれあいや交流機会の充実など、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。

- (1) 切れ目ない支援によるこどもと親の健康の確保・増進
- (2) 子育て家庭への支援
- (3) 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

3

幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

幼児期の教育・保育の質の向上に向けた取組に加え、多様化するニーズを捉えた保育サービスの充実を図ります。また、総合的な子育て支援サービスの提供を通じて、子育てしやすい環境の整備を行います。

- (1) 教育・保育の充実と質的向上
- (2) 多様な保育事業の推進
- (3) 子育て支援サービスの充実

4

こども・若者の心身の健やかな成長に資する多様な教育環境の整備

将来を担うこども・若者の豊かな心を育成する多様な教育環境や、健やかな成長のための保健対策の充実を図ります。また、家庭と地域等が連携してこども・若者を取り巻く環境の整備を進めます。

- (1) 学校教育の充実
- (2) 健やかな成長のための保健対策の推進
- (3) 家庭や地域による教育力の向上

5

地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり

こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりをはじめ、健やかに成長できるよう、健全育成の取組を行います。また、妊娠・出産を望む方への必要な支援を行います。

- (1) 少子化対策の推進と次代の親の育成
- (2) こども・若者の居場所づくり
- (3) こども・若者の健全育成に向けた取組

6

こども・若者の未来をつくる取組の推進

こども・若者が置かれた環境によって、可能性が閉ざされることがないように、生活困窮や虐待、障害等による課題に直面しているこども・若者に寄り添った支援を行います。また、多様な価値観を尊重しつつ、就労・結婚等を希望する方への支援を行います。

- (1) こども・若者の可能性を支える取組の推進
- (2) こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備
- (3) こどもを虐待から守る取組及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進
- (4) 障害児・医療的ケア児の施策の充実と支援体制整備の推進

